

# 炭素税、具体案に基づく議論を

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

集中豪雨や頻発する台風など、世界的な気候変動がわれわれの日常に大きな影響を及ぼしており世界的な対策が必要だ。その意味で、菅政権の立てた「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」という目標・公約の達成は必須だ。そのためには、企業の技術革新など供給サイドの努力だけでは十分とは言えず、カーボンプライシングを導入して需要サイドからのインセンティブによる企業や消費者の行動変容が必要不可欠だ。

カーボンプライシングには、CO2排出枠を取引する「排出量取引」、CO2排出量に応じて課税する「炭素税」、対策により実現した排出削減量をクレジットとして自主的に売買する「クレジット取引」があるが、本格導入されているのは「排出量取引」と「炭素税」の2つだ。

排出量取引は、企業ごとにCO2の排出枠を割り当て、排出量が排出枠を超過した企業にその超過排出量を、排出枠を下回った企業から購入することを義務付ける制度で、排出量の個別モニタリングや排出量取引所の整備などが必要となる。また価格が投機などにより大きく変動し予見可能性が損なわれるなどの課題もある。

一方、CO2排出量に応じて課税を行う炭素税は、「外部費用」に相当する税率を明示的に課すことによって地球温暖化の社会的費用を市場価格に内部化させ、市場メカニズムに沿って企業行動を促すわかりやすい仕組みだ。価格効果によって新技術や代替エネルギーのイノベーションを刺激させ、消費者にも価格シグナルを通じて行動変容を促す。加えて、政府は税収を得ることができるので、新たな温暖化対策などに活用することが可能となる。

現在菅総理の指示により、経産省と環境省でカーボンプライシングの検討が行われているが、総論に終始しており具体案を提示しての議論にはなっていない。筆者は、炭素税の導入が効果的だと考えており、具体案を日経経済教室(2021年8月10日付)に書いている。

現在わが国でCO2排出量に比例して課税する炭素税と呼ぶべき税は、「地球温暖化対策税」(以下、温対税)である。1978年に導入された石油石炭税の上乗せ税率として2012年に導入されたもので、全化石燃料に対してCO2排出量トン当たり289円の税率で課税される。税収はエネルギー対策特会に繰り入れられ、地球温暖化対策に充当されている。

---

この水準は、スウェーデン1万5千円、英国2千6百円、フランス5千6百円など欧州と比べて極端に低い。国際公約が達成できないばかりか、EUの国境調整措置により関税が課せられてしまうので、2段階で引き上げていくことが必要だ。

まず、現行の石油石炭税の本則部分（上乗せ部分以外）は、CO2排出量当たり税負担に凸凹があるので、高い水準に合わせ均一化する。具体的には、石油製品（トン当たり779円）、LNGなどのガス（同400円）、石炭（同301円）を、原油・石油製品の779円まで引き上げる。上乗せ分（温対税）と合計すれば1,068円の炭素税になる。次にこの均一化された水準を、脱炭素の進展状況に応じて引き上げていく。欧州諸国も、既存のエネルギー税制を補完す

る形で炭素税を導入しており、最も現実的な方法である。

負担増となる産業界の抵抗が予想されるが、消費税のように国境調整をすることで緩和も可能だ。輸入段階で海外製品に対し国内生産品相当の炭素税を課し、流通段階では仕入れ税額控除を可能とし最終消費者への転嫁を図る一方、輸出時には国内で負担された炭素税を還付する。

税収については、わが国の産業構造の高度化、経済成長につなげる成長戦略と捉え、一般財源としつつリスクが高い新技術イノベーションの投資などに活用する。北欧諸国など、炭素価格を上げながら一人当たりGDPを向上させてきた事例に学びつつ世界共通の課題を解決していく必要がある。